

各位

令和6年8月28日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【周知依頼】（中小企業庁より）2024年9月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願い

（周知依頼文より抜粋）

関係団体 御担当者 御中

平素よりお世話になっております。国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課です。
経済産業省 中小企業庁 取引課より、下記及び別添に関する周知依頼がございましたのでお知らせいたします。

以下、中小企業庁からのご連絡 _____
経済産業省 中小企業庁 取引課でございます。
この度は、2024年9月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願いのため、ご連絡いたしました。

政府では、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、中小企業の価格転嫁・取引適正化に向けた取組を進めるとともに、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側中小企業の皆様を対象に、実際に価格交渉・価格転嫁ができたかについてのアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、昨年11月には、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。

この指針は、特に価格転嫁が難しいとされる、労務費の適切な価格転嫁について、発注企業、受注企業双方が採るべき行動を示しています。

この指針の活用促進も図りながら、一層の価格交渉・価格転嫁をしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

つきましては、来月9月の「価格交渉促進月間」を迎えるにあたり、貴団体におかれまして、添付要請文を傘下企業の皆様に周知いただきたく、御依頼申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

御査収のほど、何卒よろしくお願いいたします。

■本件担当

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課

以上

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



経済産業省

官 印 省 略
20240821中第2号
令和6年8月23日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 齋藤 健

(周知依頼)

2024年9月「価格交渉促進月間」の実施について

平素より、経済産業政策の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、過去30年もの長きに渡り、デフレが続いておりましたが、今年の春季労使交渉では、中小企業で4.45%と33年ぶりの高い水準の賃上げが実現するなど、潮目の変化を迎えております。今後とも賃上げ、消費・経済の拡大を継続するためには、賃上げ原資の確保が不可欠であり、その鍵となるのが継続的な価格転嫁であります。この9月は、2024年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉・価格転嫁にとり大事な時期となります。

価格転嫁の現状をみると、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、5割を下回っており、一層の転嫁率の向上が課題です。政府としては、2021年9月以来、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」（以下、「月間」という）と位置づけ、「月間」終了後に、受注側中小企業の皆様を対象に、実際に価格交渉及び価格転嫁ができたかアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。また、取組状況が芳しくない発注企業トップに対しては、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での指導・助言を行い、自発的な改善を促しております。

昨年11月には、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下、「指針」）」を公表しました。この指針は、特に価格転嫁が難しいとされる労務費の適切な価格転嫁について、発注企業、受注企業双方が採るべき行動を示しています。この指針の活用促進も図りながら、一層の価格交渉・価格転嫁をしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注企業におかれては、サプライチェーン全体の競争力向上や、共存共栄の関係の構築に向けて、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる等、適切に対応すること。

受注側中小企業におかれては、発注企業に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 労務費に関する「指針」の周知、及び積極的な活用

労務費に関する「指針」に内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。
具体的には、

- (1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。
- (2) 受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

9月下旬以降、受注側中小企業の皆様を対象に実施を予定している、下記内容の調査の依頼があった場合、対象となった方におかれては、積極的に回答すること。

- (1) アンケート調査（受注側中小企業30万社が調査対象。その対象者は、主要な発注者（最大3社。国・地方自治体も含む）との価格交渉や価格転嫁の状況について回答。）
- (2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング（受注側中小企業2000社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取。）

なお、本調査の結果に基づき、発注企業ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を公表するとともに、かつ、その結果が芳しくない発注企業に対しては、下請中企業振興法に基づく、事業所管大臣名での指導・助言を実施する等、発注企業における自発的な取引方針の改善を促す上での重要な情報となるため、調査の対象となった方におかれては、可能な限り正確、かつ、詳細に本調査に回答すること。

4. パートナリシップ構築宣言への参加

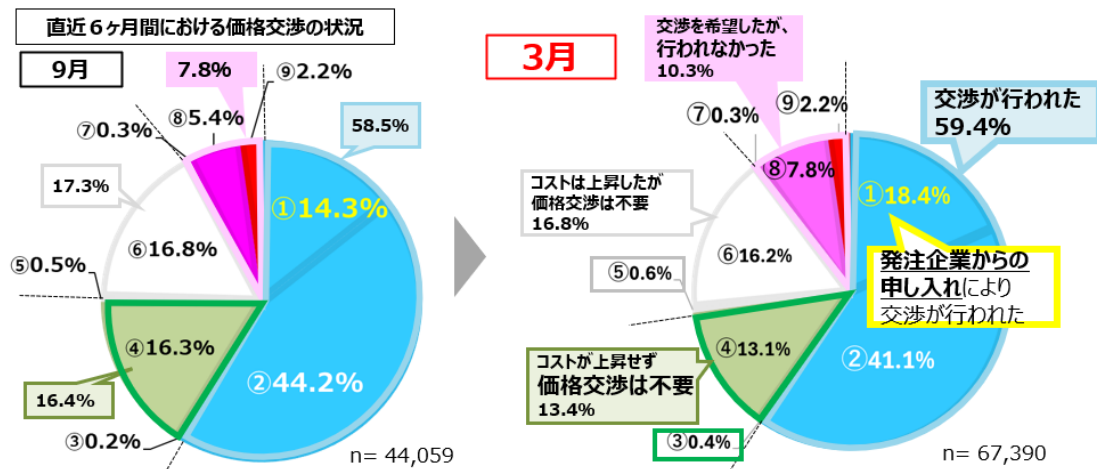
サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討すること。

既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透を図ること。

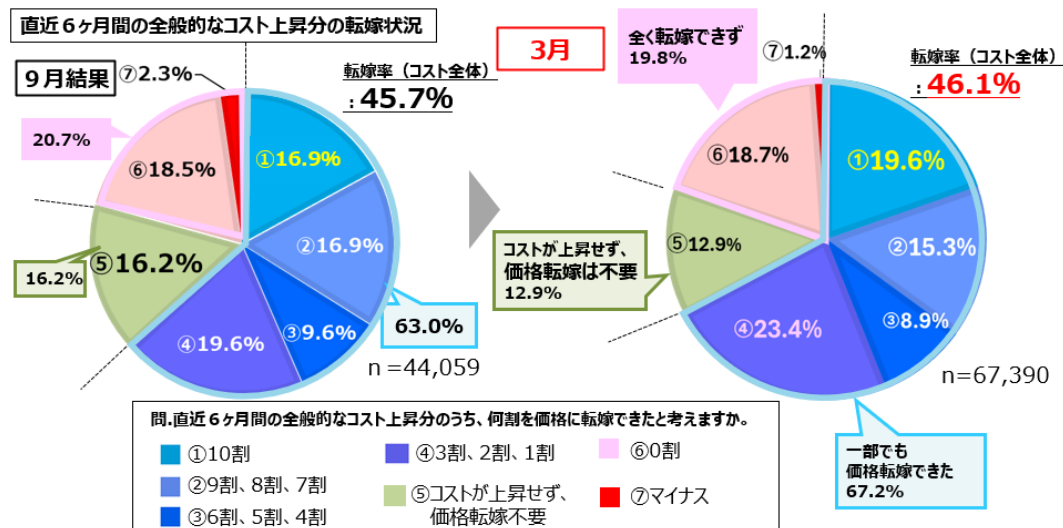
以上

【参考1】2024年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果

①価格交渉



②価格転嫁



【参考2】2024年3月「価格交渉促進月間」における「企業リスト」の公表

- (1) フォローアップ調査において、10社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として挙げられた発注側企業について、「①回答企業数」、受注側中小企業からの「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」について整理・リスト化。
- (2) 受注側中小企業からの回答を点数化し、その平均値(=(個別の受注企業からの回答を点数化し、その総和)/回答企業数)を、以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理。
- ア 回答の平均が7点以上
- イ 回答の平均が7点未満、4点以上
- ウ 回答の平均が4点未満、0点以上
- エ 回答の平均が0点未満

※ 「企業リスト」一覧については、【参考3】(1)に記載のリンクを参照のこと。

【参考3】関連資料 URL

- (1) 2024年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

- (2) 下請中小企業振興法「振興基準」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun/zenbun.pdf

- (3) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>